

平成二十七年厚生労働省令第十六号

生活困窮者自立支援法施行規則

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、生活困窮者自立支援法施行規則を次のように定める。

（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）

**第一条** 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、生活困窮者の生活に対する意向、当該生活困窮者の生活全般の解決すべき課題、提供される生活困窮者に対する支援の目標及びその達成時期、生活困窮者に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とする。

（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）

**第二条** 法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な援助とする。

（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

**第三条** 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合

二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

**第四条** 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十九号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額以下であること。

二 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること。

イ 前号イ又はロに規定する額のうち把握すること困難なものがあること。

ロ 前号に該当しない者であつて、前号イ又はロに該当するものとなるおそれがあること。

ハ 都道府県等（法第四条第三項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

**第五条** 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の生活困窮者就労準備支援事業を利用しようとする者の状況を勘案して都道府県等が必要と認める場合には、当該状況を勘案して都道府県等が定める期間とすることができる。

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

**第六条** 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。

二 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第七条** 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない期間とする。

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

**第八条** 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。

**第八条の二** 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

(法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第八条の三** 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

(法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)  
法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

**第九条** 法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。  
(法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)  
法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

**（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）**  
法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

**第十一条** 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかつた者については、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年））を経過していない者

ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持している者

ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

**第十二条** 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額）とする。

一 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

二 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2 前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給期間等）

**第十三条** 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号（第一号を除く。）のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 都道府県等は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号の要件に該当しなくなつた後、二年内に第十条各号（第一号を除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給手続）

**第十三条** 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。



(4) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(6) 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十二条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(7) 破産者で復権を得ない者

(8) (7) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者

(1) から（8）までに掲げる者（ほか、その行った生活困窮者就労訓練事業（過去五年以内に行つたものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者）

二 就労等の支援 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

イ 口に掲げる生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

ロ 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

（1）生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

（2）生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

（3）生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。

（4）（3）までに掲げるもののほか、生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

三 安全衛生 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に準ずる取扱いをすること。

四 災害補償 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第九条に規定する労働者に係るもの）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出）

第二十二条 法第十六条第三項の認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない。

一 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名

二 認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名

三 認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数

四 認定生活困窮者就労訓練事業の内容

五 前条第二号イの責任者の氏名

（認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届）

第二十三条 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなつたときは、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない。

（法第十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第二十四条 法第十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

（身分を示す証明書の様式）

第二十五条 法第二十一条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

#### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二十条並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備等）

第二条 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の中核市の長は、この省令の施行日（以下「施行日」という。）前においても、生活困窮者就労訓練事業を行おうとする者の申請に基づき、法第十条第一項の基準（以下「認定基準」という。）に相当する基準に適合していることにつき、同項の認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）をすることができる。

第三条 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の中核市の長が相当認定をしたときは、当該相当認定は、法の施行日までの間に当該相当認定を受けた生活困窮者就労訓練事業が認定基準に相当する基準に該当しなくなつたときを除き、施行日以後は、当該都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の中核市の長が行つた法第十条第一項の認定とみなす。

#### （第四条 削除）

## (生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)

**第五条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和二年四月から令和三年三月までの場合にあつては、当該申請に係る第十二条第一項に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内（同条第二項の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内）で延長することができる。

2 前項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする者の第十条第四号の規定の適用については、同号中「基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は五十万円とする。）」とする。

**第六条** 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和五年三月三十日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。

**附 則**（平成三十一年九月二八日厚生労働省令第一一七号）抄

**第一条** この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

**（施行期日）****（経過措置）**

**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（生活困窮者自立支援法施行規則様式第三号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（平成三十一年三月二九日厚生労働省令第四三号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和二年三月五日厚生労働省令第二二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則**（令和二年四月二〇日厚生労働省令第八六号）

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和二年四月三〇日厚生労働省令第九四号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年五月二九日厚生労働省令第一一〇号）

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和二年七月三日厚生労働省令第一三六号）**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則の規定は、令和二年七月一日から適用する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則の規定は、令和二年六月の月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（三月を上限とする。）の生活困窮者住居確保給付金についても適用する。

**附 則**（令和二年一月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
**附 則**（令和二年一月二十五日厚生労働省令第二〇九号）

**第一条** この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
**附 則**（令和三年二月一日厚生労働省令第二二号）

**第一条** この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則附則第七条の規定は、この省令の施行の日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中（令和三年五月以前の期間を除く。）は、適用する。

- 附 則（令和三年九月三十日厚生労働省令第一六四号）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則附則第七条の規定は、この省令の施行の日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中（令和三年五月以前の期間を除く。）は、適用する。

- 附 則（令和三年三月十九日厚生労働省令第六二号）

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則附則第七条の規定は、この省令の施行の日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中（令和四年五月以前の期間を除く。）は、適用する。

- 附 則（令和四年六月三十日厚生労働省令第九三号）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則附則第七条の規定は、この省令の施行の日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中（令和四年五月以前の期間を除く。）は、適用する。

- 附 則（令和四年六月三十日厚生労働省令第一〇三号）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 最後に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日が令和六年三月三十一日以前である者であつて、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過するまでの間は、この省令による改正後の生活困窮者

自立支援法施行規則第十六条中「困窮した場合（生活困窮者居住確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。）」とあるのは「困窮した場合」と読み替えて、同条の規定を適用する。

**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第一号及び様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式第一号及び様式第二号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一号(第十三条関係)(表面)

(様式1-1) (表面)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書							
申立事項	フリガナ						
	①氏名						
	②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 満( )歳					
	③電話番号						
	(4)次の1.又は2.の場合であること (いざれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)						
	1.離職又は第3条第1号に規定する場合						
	離職等の時期						
	離職等した事業所						
	2.第3条第2号に規定する場合						
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況						
(5)離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること							
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況							
(6)次の1.又は2.のいざれかに該当していること (いざれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)							
1.住居を喪失していること							
住居を喪失した時期							
喪失した住居の住所							
現在の状況							
2.住居を喪失するおそれがあること							
現在の住所							
住居の家主等							
喪失するおそれのある住居の家賃額							
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等							
(7)申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること							
フリガナ						合計	
氏名							
続柄	本人						
生年月日							
収入(月額)	円	円	円	円	円		
預貯金等	円	円	円	円	円		
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。							
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。							
私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うため必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関との間で相互利用されることについて了承します。							
また、裏面の注意事項について、同意します。							
令和 年 月 日 都道府県等の長殿							
申請者氏名							

## 様式第一号（裏面）

## （様式 1－1）（裏面）

## （注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。  
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であつて、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

## 様式第二号（第二十条関係）

## 生活困窮者就労訓練事業認定申請書

令和 年 月 日

都道府県知事（指定都市・中核市の長） 殿

申請者

主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行なう者	名称	(フリガナ)		
	法人番号（注）			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号（ ）		
		電話番号		FAX番号
	法人の種別			法人所轄庁
	代表者の氏名	(フリガナ)		
行なわれる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号（ ）		
		電話番号		FAX番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に關する措置に係る責任者の氏名	(フリガナ)		

（注） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条の規定により国税庁長官が指定した法人番号

## 様式第三号(第二十五条関係)

		生活困窮者自立支援検査証	
		官職 又は職名	第号
		氏名	
		生年月日	
		生活困窮者自立支援法第二十一条第三項に定める当該職員であることを証する。	
写真		令和 年 月 日 交付	
		都道府県知事	印
		市(区)町村長	

(裏面)

生活困窮者自立支援法(抄)	
(報告等)	
第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるとときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。	
3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動が生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。